刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う経済産業省・環境省関係省令の整理等に関する省令

（特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部改正）

第一条　特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「書替え」を「書換え」に改める。

第二十条第四号イ中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第二項中「書替え」を「書換え」に改める。

様式第11中「書替え」を「書換え」に改める。

様式第18中「第15条第１号」を「第15条第１項」に改める。

様式第19中「書替え」を「書換え」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、第三条中特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第十七条第二項、第二十八条第二項、様式第11、様式第18及び様式第19の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○環境省令第十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十二日

環境大臣　浅尾慶一郎

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の八第三号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部改正）

第三条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ(2)中「において禁錮以上の刑」を「の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑」に、「環境関連法令の規定により罰金の刑」を「輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑」に改め、同号イ(2)中「における」を「の」に改める。

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

法規的告示

○総務省告示第百七十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　登録外国適合性評価機関の区別	1　登録外国適合性評価機関の区別
登録外国適合性評価機関 ｜ 区別	登録外国適合性評価機関 ｜ 区別
［略］	［同左］
DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ｜ 222	DERYCOM CERTIFICATION SERVICES, INC. ｜ 222
HCT America, Inc. ｜ 223	
［2　略］	［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

総務大臣　村上誠一郎